

香港の輸入規制措置の概要 (平成25年3月1日時点)

1. 輸入規制措置の概要

香港政府は、日本から輸入される5県の食品のうち、野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳については輸入停止措置を講じるとともに、水産物、食肉、家禽卵については日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書の提出を求めています。

(証明対象・内容)

	地域	品目	規制内容
1	5県（福島、茨城、	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	輸入停止
2	栃木、群馬、千葉）	水産物、食肉、家禽卵	〈放射性物質検査〉（香港の放射性物質の基準（注1）に適合していることにつき、政府機関による証明）
3		その他の食品	
4	上記5県以外	全ての食品	香港側でサンプル検査を実施

注1；香港の放射性物質の基準（CODEX基準を採用）

放射性物質核種	基準（Bq/kg）
ヨウ素（ ¹³¹ I）	100
セシウム（ ¹³⁴ Cs+ ¹³⁷ Cs）	1000

注2；放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。

2. 留意事項

（1）証明書の発行機関

香港向けの証明書発行機関は、対象地域を所管する国の機関（東北農政局及び関東農政局）に限定されています。

（2）放射性物質検査の検体採取

放射性物質検査の検体の採取方法については、事務処理要領「香港向けに輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領」を参照してください。

（3）放射性物質検査機関

放射性物質検査は、香港に登録している検査機関で行うことが必要です。「香港向けに輸出される食肉・家禽卵に係る放射性物質検査機関一覧」は、農林水産省ホームページに掲載しています。

(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html#hongkong)